

～わたしたちが創る

笑顔あふれるまち狭山～

協働ガイドライン

狭 山 市

平成24年7月

協働とは・・・

市民や市民団体と行政が、持てる知識や技術や資金を出し合って、市民福祉の向上と自分自身の満足と生き甲斐を得ることである。

はじめに ～いま、なぜ協働ガイドラインが必要なのか～

狭山市を取り巻く環境の変化をみると、人口では、第3次狭山市総合振興計画中期基本計画の初年度である平成18年4月の人口が、159,889人でしたが、平成23年4月現在では157,088人と減少が進み、さらに、平成27年4月には、およそ154,000人に減少するものと推計しています。

また、平成27年度には高齢化率が27.9%になると見込まれます。一方、0～14歳の人口割合は平成27年度に11.4%まで減少すると見込まれることから、本市においても少子高齢化が深刻な問題になってきます。

厳しい経済状況や国際化、高度情報化、環境問題などの社会情勢が大きく変化する中で、市民の価値観も多様化し、物の豊かさよりも健康、環境、自然への関心など心の豊かさを求める人が増えています。そして、市民が求める公共サービスの内容も多種多様となり、従来のように行政が行なう公共サービスだけでは、市民の満足度の高いまちづくりを行なうことが難しくなっています。

今後は、市が実施していた公共サービスの分野に市民やNPOなどの市民団体が主体的に参加し、市民と行政が目的を共有しながら協働し、相互に連携して、より効果的な公共サービスの実現を図っていくことが求められています。

このため、本市では、平成23年度を初年度とする第3次狭山市総合振興計画後期基本計画の中に、「市民参画と協働によるまちづくりの推進」を位置づけ、公共サービスの様々な分野において、市民や事業者などと市が対等な対場で目的を共有し、相互に連携・協働してまちづくりを進めて行くこととしております。

本ガイドラインは、このような本市の市民との協働の取り組みを進めて行く上での市民参画と協働の方針を明確にするとともに、実効性のある取り組みの仕組みを構築したものです。

策定にあたっては、既に市内で地域課題の解決や生活支援の取り組みを行っているNPO団体の関係者をはじめ、自治会やまちづくり推進会議、福祉、商業、工業、農業等の関係者、知識経験者及び公募市民で組織した市民検討委員会を設置するとともに、庁内には庁内検討委員会とワーキンググループを設置し策定作業を行いました。そして、職員と市民検討委員との策定作業自体が、今までの市民と行政の取り組みを検証し、将来に向かっては、協働を進める行政と市民との信頼関係をより醸成する場となるよう配慮したところでもあります。

なお、本ガイドラインの内容については、市民と行政が、協働を実践しその経験の蓄積と検証により、このガイドラインの見直しを行っていくことが必要です。

目 次

はじめに ～いま、なぜ協働ガイドラインが必要なのか

第1章 「協働」に関する共通理解・・・・・・・・ 1

- 1-1 新しい公共」の発生
- 1-2 協働の目的とその担い手
- 1-3 協働の領域と形態
- 1-4 協働の効果
- 1-5 協働に対する役割分担と責任
- 1-6 協働に対する評価と反映

第2章 協働の現状・・・・・・・・ 5

- 2-1 市民と行政の協働意識
- 2-2 狭山市における協働の現状
- 2-3 狭山市における協働の課題

第3章 協働の基本的な考え方・・・・・・・・ 11

- 3-1 協働の基本理念
- 3-2 協働の基本原則
- 3-3 協働の取り組みの方向性

第4章 協働を進める仕組み・・・・・・・・ 14

- 4-1 協働を進める仕組み

第5章 協働事業の進め方・・・・・・・・ 18

- 5-1 協働事業提案制度の進め方
- 5-2 協働推進のための分野と対象事業

協働のスタートに向けて・・・・・・・・ 24

用語集

第1章 「協働」に関する共通理解

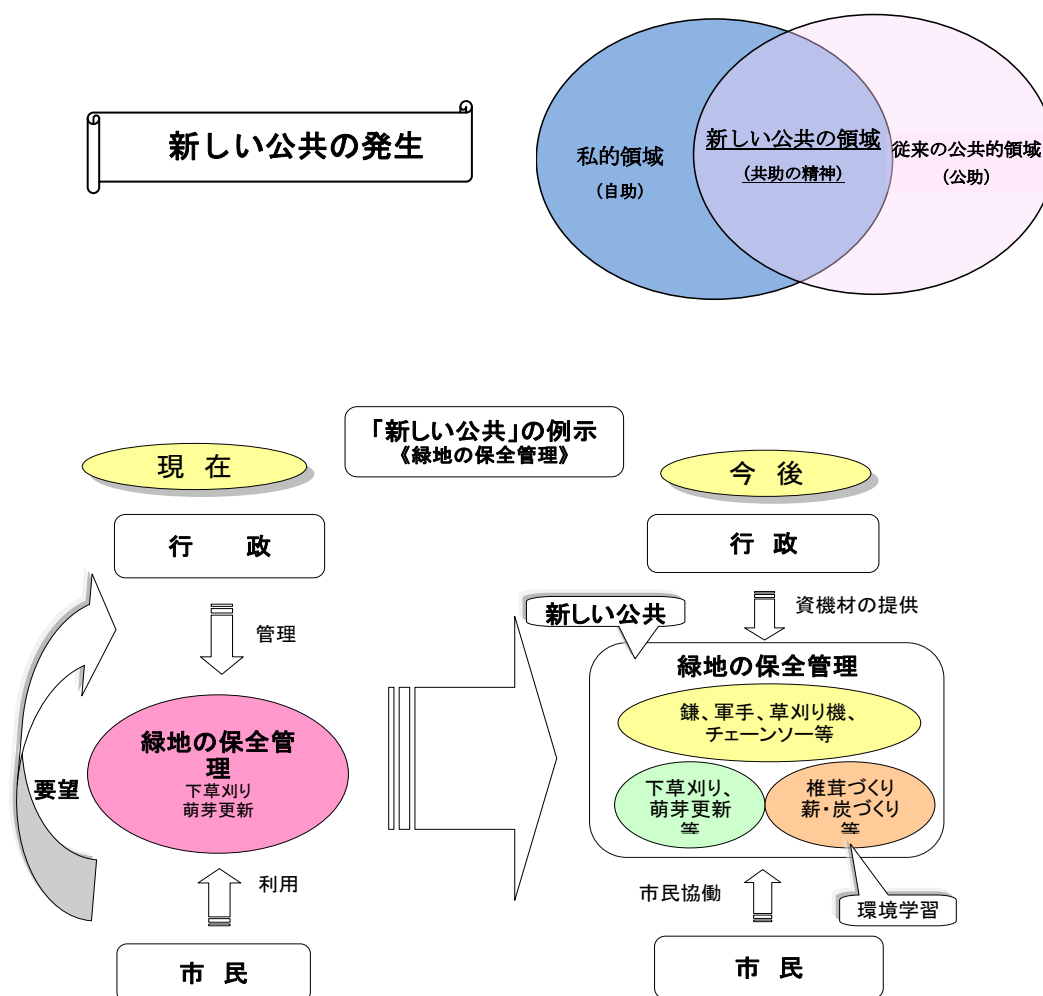
～協働に関する基本的な言葉や概念の整理をします～

1-1. 新しい公共の発生

本市を取り巻く社会環境は、少子高齢化の進行に伴う子育てや介護の問題、深刻化する環境問題等、地域課題が多数発生し、大きく変化しています。

さらに、市民一人ひとりの豊かさの概念や価値観が変化していることから、市民ニーズが多様化し、行政が担う公共サービスには限界が見えています。

一方で、社会や地域の課題を市民自らが解決しようとする市民活動団体等の活動が活発になり、多様化した公共サービスの担い手として期待されています。このような多様化した公共サービスの領域を、行政だけでなく、市民活動団体、地域活動団体、企業や大学が積極的にサービスの提供主体となる「新しい公共」の領域が発生しています。



1－2． 協働の目的とその担い手

本市では、市民の満足度の高い公共サービスを実現するために、新しい公共の担い手を育成し、市民参画と協働によるまちづくりを推進していく必要があります。そして、この協働の目的は、市民と行政が対等な立場で役割を分担し、お互いの特性を活かし、相互に協力し活動することであり、市民と行政がお互いの得意な分野で事業に取り組むことにより、充実した事業や市民ニーズに合ったきめ細やかなサービスを提供することであり、新しい公共を実現することです。

また、協働の担い手は、NPO団体やボランティア活動団体等の市民活動団体及び自治会等の地域活動団体（地縁組織）、企業や大学を育成していく必要があります。

①市民活動団体

特定の分野で公益的活動を担うNPO団体やボランティア活動団体等。

②地域活動団体

特定の地域で公益的活動を担う自治会やまちづくり推進会議、PTA等。

③企業や大学

狭山市内の企業や大学。

※NPOとは、Non Profit Organizationの略語で、民間非営利組織を意味します。

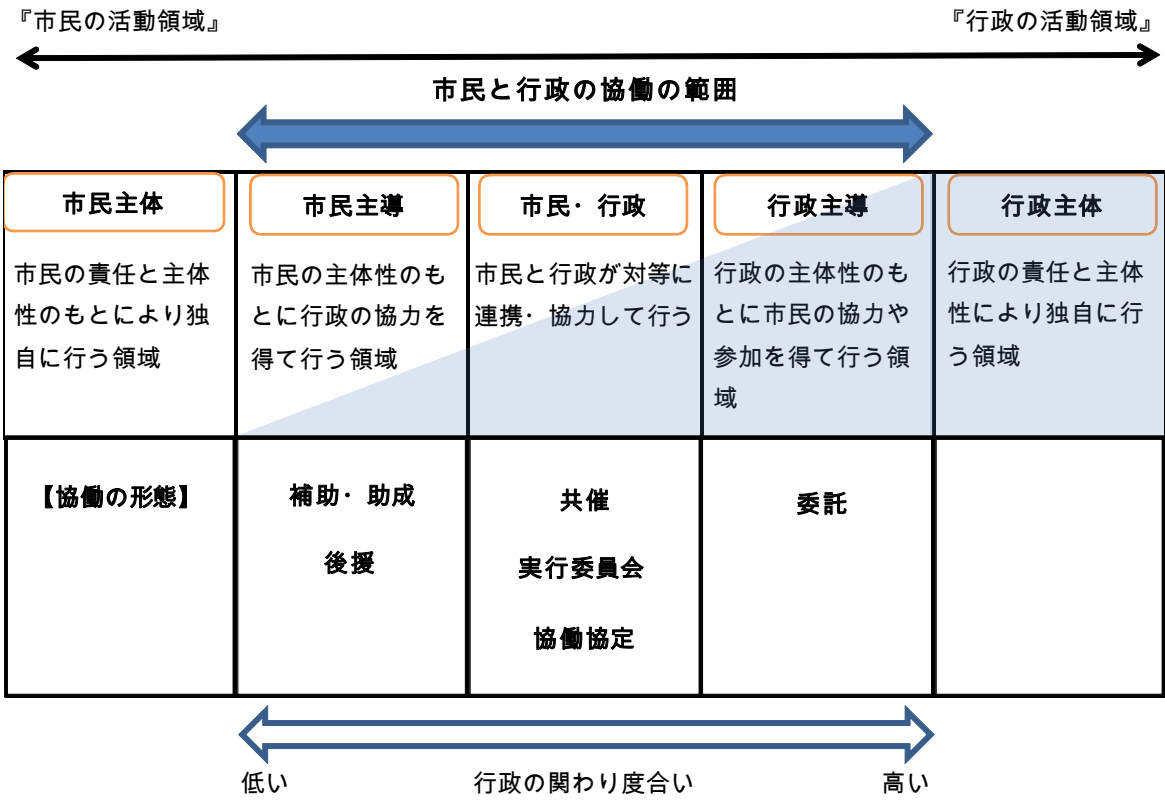
非営利すなわち営利を目的とせず公益的な市民活動を行う民間団体の総称です。

1－3． 協働の領域と形態

協働の領域には、市民と行政との係わり方の度合いから、行政主導のものから、市民主導のものまでありますが、それぞれにおいて、長短があります。最も良いとされるのは、相互推進型の協働であるといわれていますが、そのためには、市民と行政が協力して事業を行う「対等の関係」をつくることがその第一歩となります。

協働の形態としては、「補助・助成」、「後援」、「共催」、「実行委員会」、「委託」、「事業協力」等があります。今後、協働を進めていく上では、これまでの協働の形態について、その効果や特性が発揮されるよう見直すとともに、市民と行政が対等の関係で目的を共有し、適切な役割分担のもとに取り組むことを目的にした「協働協定」などの新しい協働の形態についても検討していく必要があります。

協働の領域イメージ図



1-4. 協働の効果

協働の効果としては、市民のニーズに適した公共サービスが素早く提供されることにより、市民の満足感が高まります。また、市民が自ら社会や地域の課題を主体的に解決していくことにより、地域力（地域の問題を地域で解決する力）も高まります。さらに、行政にとっても、市民ニーズに適した公共サービスが拡大されることにより、現行事業の見直しが図られ、行政サービスの効率化が図られます。

◆市民が得られる効果

- ニーズにあったきめ細やかで柔軟なサービスが受けられます。
- 市民活動団体等の活動が活発になることで、新たな市民参加の機会が発生します。
- 市民活動団体等に対する評価や知名度が高まり、活動領域を広げるきつ

かけになります。

○市民活動団体等の事業企画力や実施計画力が向上し、組織基盤や組織運営が強化されます。

◆行政が得られる効果

○市民活動団体等の特性を活かした協働事業を実施することで、市民ニーズにあった公共サービスの提供が可能となります。

○現行事業の見直しが図られ、行政サービスの効率化が図られます。

1－5．協働に対する役割分担と責任

協働は、異なる主体がそれぞれの特性を活かし事業を実施することから、双方の考え方や手法の違いを理解し、どのような役割分担のもとに実施するかを十分に協議する必要があります。そのため、事業目的はもとより、費用負担、責任分担や成果物の帰属、評価の方法、知り得た保護すべき情報への対応など、重要な項目については協定書などにより確認することが有効です。

1－6．協働に対する評価と反映

協働によって行なう協働事業については、透明性を確保するために、事業の経過や結果等をヒアリングやチェックシートなどで、当事者双方及び第三者が評価を行い、これらを、市民へ公表することで得られた市民の意見を次の事業に反映することが重要です。また、課題や問題点を明確にし、次の協働の改善に活かすことも必要です。

《協働事業の実施段階では・・・》

市民と行政が、協働事業を実施する際には「業務目的」「役割分担」「経費負担」「実施方法」「計画スケジュール」「守秘義務の制約」「著作権」「成果の帰属」「責任の所在」「最終的な意思決定機関」「契約期間」「支払いの方法」「トラブルの際の対応」「責務」等を双方で十分に意見交換し、確認することが大切です。

第2章 協働の現状

～第1章の基本的な考え方を基に協働の現状を整理します～

2-1. 市民と行政の協働意識

本市において、平成21年7月に実施された「狭山市市民意識調査」の結果では、市民活動・地域活動への参加状況は、参加したことがあると回答した割合は33.8%であり、協働の推進に関する市民意識は、市民全体から見るとまだまだ低い状況です。

また、「協働」については、第3次狭山市総合振興計画後期基本計画において、3つのキーワード「協働」「子育て支援」「都市基盤」の一つとして掲げるとともに、具体的な施策としては、第7章計画の推進のために〈行財政改革の推進〉の施策「新しい公共の推進」の中で、「市民参画と協働の仕組みづくり」を主な取り組みの一つにしています。さらに、現在、本市が策定している各種の個別計画においても市民との協働は重要な取り組み課題として位置づけられています。

しかし、協働のとらえ方は行政側である職員によって個人差があり、日常的な業務において協働を推進していこうとする職員の意識はまだ高いとはいえません。

2-2. 狭山市における協働の現状

本市における協働の現状を見ると、まず、自治会、民生委員・児童委員、PTA等の地域活動団体が行政とともに日常的な地域の課題解決や地域の行事を主催する「コミュニティ活動」が活発に行なわれています。

さらに、平成16年度からは、市内8地区に設置された「地区センター」を中心に、「地区まちづくり推進会議」が組織され、市民が主体となって、地域の自然や文化を活かした「地区まちづくり事業」が活発に行われ、地域の新たな魅力づくりとその情報発信が行われています。そして、この市民が主体となったまちづくり事業を通して、地域の連帯感の醸成や、絆づくりが行なわれています。

また、本市では協働の担い手育成事業も開設し、「狭山元気大学」事業においては、学びの提供のみならず、学びの成果を地域における活動に活かせるよう支援も行っています。そして、このような中で、行政の協働への関わり方としては、地域の課題解決に取り組む市民活動団体等への「事業協力」や「共催」、「業務委託」「事業支援」、「補助・助成」などを行い様々な形で活動支援を図っています。

【狭山市の協働の現状】

分類	行政の関わり方	内 容	事業例
市民が主体的に取組む協働	補助・助成	市民が事業主体となる公益的な事業に対して、行政が財政的な支援（将来的に自立できるような支援）を行うものです。	・ <u>灯の川</u> ・ <u>地域支え合い活動担い手養成講座</u>
	後 援	市民が主体的に行う事業に対し、その事業の公益性を認め、行政の名義の使用を承認し社会的信頼性が増すように支援を行うものです。	
	事業支援	市民が主体的に行う事業に対し、行政が場の提供や知的支援などを行うものです。	・ <u>パソコンサロンの運営</u> ・ <u>マイタウンソーラー発電所</u>
市民と行政が共に取組む協働	共 催	市民と行政が共に主催者となって、共同して事業を実施するものです。	
	情 報 交 換 情 報 提 供	広報紙の発行、検討会、フォーラム、ワークショップの開催等により、市民と行政がそれぞれ持つ情報の提供や情報交換を行うものです。	・ <u>圏域会議による地域福祉の情報交換</u>
	実行委員会 協 議 会	市を含めたさまざまな協働の主体が集まって新たな組織をつくり、その組織が主催者となって事業を行うものです。	・ <u>リサイクルマーケット・さやま</u>
	協働協定	市民と行政が対等な立場で地域課題等の解決に向けた取り組みについての協定を結び実施するものです。	
行政が主体的に取組む協働	業務委託	行政が仕様書を作成し、市民が持つ特性を活かすことによって、効果的できめ細かいサービスの提供を行うものです。委託先としては地域に根差しているNPO団体・市民活動団体などが考えられます。	・ <u>子育てプレイス奥富</u> ・ <u>リサイクルプラザ</u> ・ <u>狭山シニアコミュニティカレッジ</u> ・ <u>学校支援ボランティア</u>
	企画・計画立案への参画	行政が事業の企画や計画を立案する際に、意見や情報を交換したり、提案を求めたりするものです。また、審議会・委員会等の委員としての参画もあります。	
	事業協力	行政が事業主体となり、互いに目標や役割分担などを取り決め、事業を協力して行うものです。	・ <u>緑のカーテン普及事業</u>



子育てプレイス奥富
(NPO法人さやま保育サポートの会)



パソコンサロンの運営
(狭山元気大学修了生街活さやま)



地域支え合い活動担い手養成講座
(NPO法人コモンズ)



リサイクルプラザ
(NPO法人さやま環境市民ネットワーク)



リサイクルマーケット・さやま
(リサイクルマーケット・さやま実行委員会)



放課後や週末の子ども達の居場所づくり
(狭山市地域子ども教室連絡会Tie)



マイタウンソーラー発電所
(NPO法人さやま環境市民ネットワーク)



緑のカーテン普及事業
(NPO法人さやま環境市民ネットワーク)



灯の川「みんなで灯す絆のともしび」
(入間川地区まちづくり推進事業)



地域福祉の情報交換
(狭山台圏域会議)



狭山シニアコミュニティカレッジ
(NPO法人狭山市の高齢社会を考える会)



学校支援ボランティア
(狭山シニアコミュニティカレッジ同窓会)

2－3．狭山市における協働の課題

本市の協働の現状からみると、市民と行政には次のような問題点があり、これらを解決していく必要があります。

（１）市 民

- ①行政への依存度が高い。
- ②協働を担う人材が顕在化していない。
- ③市民団体相互の横のつながりが少ない
- ④継続性の確保が困難である。

（２）行 政

- ①「協働」についての現状把握ができていない。
- ②市民の活動に対する評価ができていない。
- ③市民の提案や主体性を受け入れる仕組みがないなど行政主導型が多い。
- ④多くの市民を巻き込むのが難しい。
- ⑤職員の協働に対する認識が不足している。

（３）市民と行政

- ①行政職員と市民とのコミュニケーションが不足している。
- ②市民と行政が対等になっていない。
- ③市民と行政の役割分担と責任が不明確である。
- ④市民提案を受け入れる仕組みがない。
- ⑤拠点が不足している。

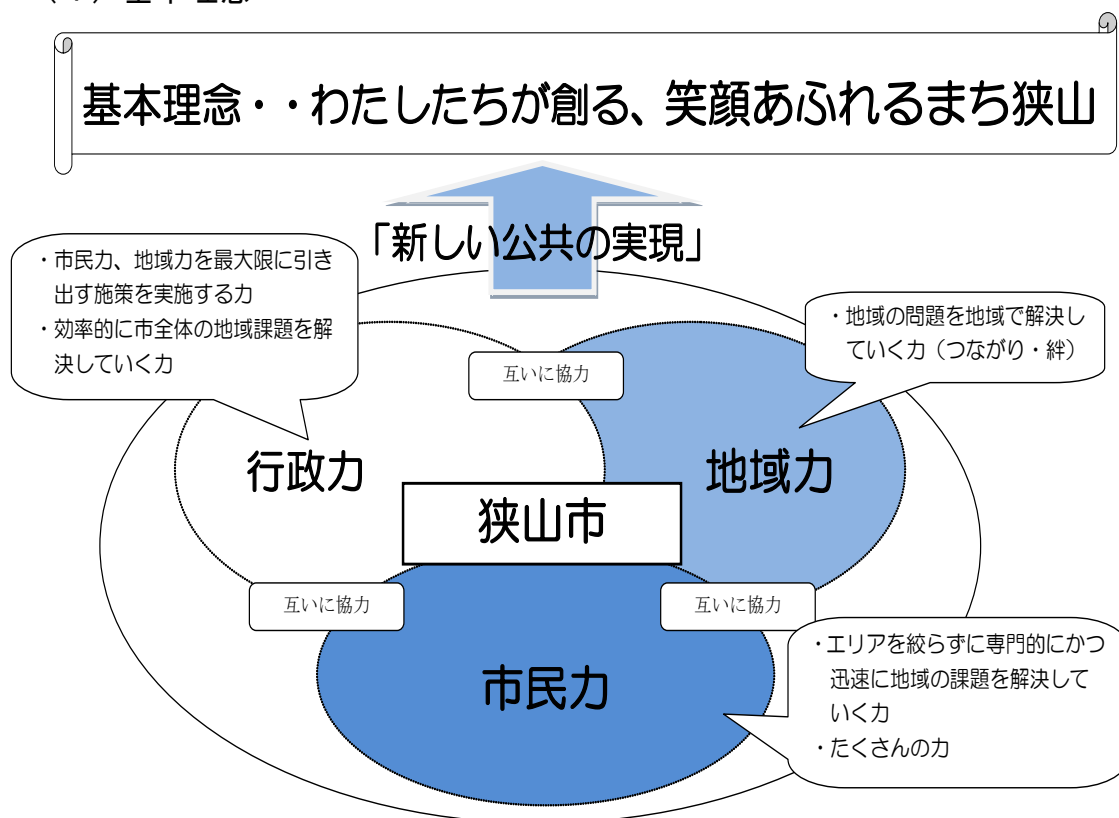
第3章 協働の基本的な考え方

～協働に関する基本理念と基本原則を示します～

3-1. 協働の基本理念

本市における協働の現状と課題を踏まえ、協働の基本理念を次のように定めます。

(1) 基本理念



3-2. 協働の基本原則

市民と行政が協働を円滑に進めていくために、以下の基本原則を定め、これをお互いが理解し、常に協働の基本原則に則って事業に取り組んでいくことが必要です。

① 相互理解の原則

市民と行政はお互いの立場や特性が異なるため、十分な対話と合意が必要です。お互いの長所や短所も含めて理解を深め、尊重し、信頼関係を築くことにより、それぞれの役割を確実に果たすことができます。

相手の考え方を十分に理解し、信頼関係が形成されれば、協働はスムーズに行われ、より良い成果も得られます。また、お互いに信頼関係を損ねることのないよう常に配慮することが必要です。

② 目的共有の原則

市民と行政は、様々な社会的課題や市民ニーズに対応するため、共に社会全体の利益である公益性を見極め、それを実現していくという考えに基づいて、お互いが共通の目的を明確にし、共有していく必要があります。

また、目的を共有した上で、相互に評価・検証することは、協働する両者の信頼関係を深めることや、質を維持向上させることにもつながります。

③ 役割分担明確化の原則

市民と行政がお互いに主体性を持って協働を円滑に進めていくためには、合意の上で、双方が果たすべき役割や責任の分担を明確にすることが必要です。

④ 情報公開の原則

市民と行政は、お互いの情報を公開するとともに、協働の過程を明らかにすることが必要です。これは、説明責任を果たすことでもあり、協働についての社会的な理解が深まります。行政の早期の情報公開は、新たなパートナーが協働の取り組みに参画できる環境づくりにもつながります。

⑤ 自立の原則

市民と行政は、それぞれの特性や立場を活かして、主体的に地域の課題を解決していくためには、お互いが依存することなく自立していることが必要です。自分の計画や考え方をもち、それぞれの行動に責任を持つことが自立したパートナーのあり方です。

⑥ 対等の原則

市民と行政は、お互いの合意により協働を行うものであるため、上下関係ではなく、対等な関係にある人や組織が力を合わせることであり成立します。行政は、市民に対する支援者としてではなく、協働のパートナーとして市民と対等の関係であることが必要です。

3-3. 協働の取組みの方向性

本市の協働の経緯とその分野を見ると、2-2 狭山市における協働の現状で述べたように、自治会などの地域活動団体（地縁組織）が行政とともに日常的な地域の課題解決や地域の行事を主催するコミュニティ活動が活発に行われています。

さらに、平成16年度からは、市内8地区センターを中心に、それぞれの地域の特徴を活かした「地区まちづくり事業」が取り組まれ、地域活動の組織としても定着してきています。また、最近では、NPO法人が環境保全活動や地域の高齢者支援、子育て支援などを目的に設立され、その取り組みは新しい公共の担い手として期待されています。

このような本市で行われている協働の現状は、「市民が主体的に取り組む協働」、「市民と行政が主体的に取り組む協働」、「行政が主体的に取り組む協働」の三つに分類することができます。

そして、本市の新しい公共の実現に向けた、「協働の取組みの方向性」としては、市民自らが市民の持つ力を活かして主体的に取り組む市民協働を期待し、そのためには、新しい公共の担い手である、NPO団体などの市民活動団体や企業、大学などの活動を支援していくことを目指します。

《自治会等とNPO法人等の関係》

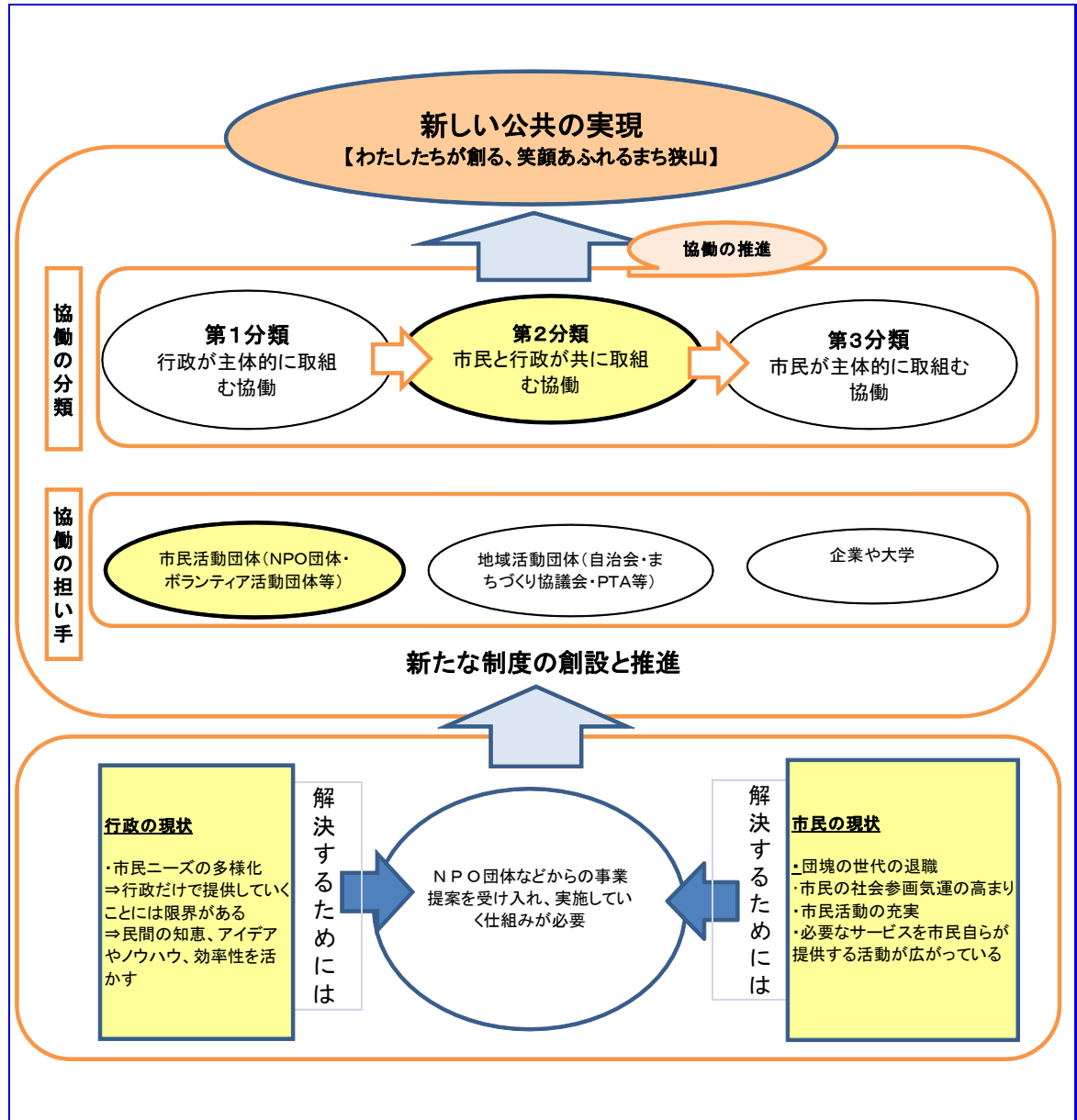
地域の課題を解決していくためには、自治会等の地縁組織とNPO法人等との連携が重要です。

地縁組織の一つである自治会は、一定の地域に住む人たちが、住みよい豊かなまちづくりを目指し、地域におけるさまざまな課題解決に取り組む自主的な団体であり、地域づくりの重要な役割を担う基礎的な組織です。

一方、NPO法人等は、特定の専門テーマを持ち、地域を越えた様々な課題を解決していくために、自発的、主体的に公益活動を行なっています。その特性を活かし、個別的で多様なサービスの提供や新たな課題に対して創造的で先駆的な取り組みが期待されます。

今後、まちづくりをより効果的に行なっていくためには、地域に根ざした地縁組織、高い専門性や使命感から様々な提案が行なえるNPO法人等、そして行政が、それぞれの特性を活かし、協力して取り組んでいく必要があります。そして、そのためには、互いに理解しあい、それぞれの特性が最大限に発揮できる場やネットワークを築くことが重要です。

協働の取り組みの方向性



第4章 協働を進める仕組み

～協働を進めるための仕組みと協働事業の分野を示します～

4-1. 協働を進める仕組み

協働を進めるための仕組みについて、第3章で示した基本理念を基に、次のとおり実施します。

(1) 協働の担い手の育成とコーディネート支援

【担い手の育成】

- ①狭山元気大学を通して、地域課題の解決や政策課題を始め、新しい公共の担い手として必要な知識や技術を学ぶ学習プログラムを設け、協働の担い手を育成します。
- ②公民館や狭山シニア・コミュニティ・カレッジ（SSCC）等の活動を通して、今後の活躍が期待される人材を育成します。
- ③市民活動団体や地域活動団体、企業、大学などと連携し、協働の担い手を育成します。

【コーディネート支援】

- ①狭山元気大学の地域連携推進室を通して、元気大学の修了生の活動支援や行政や地域とのコーディネートを行います。
- ②狭山元気大学は公民館や狭山シニア・コミュニティ・カレッジ（SSCC）等の卒業生の活動と連携し、担い手同士のネットワークの形成を図ります。

【中間支援組織】

協働の担い手の育成とコーディネート支援を行うことを目的とした新たな組織として、中間支援組織を設置します。主な機能としては、活動の場の提供、情報の収集及び提供・発信、意識啓発・人材育成、人材の紹介、派遣、交流、相談・支援、コーディネートなどです。

(2) 協働のための活動拠点の提供

狭山元気大学の地域連携推進室やインキュベーション施設を協働の担い手の活動拠点とするとともに、公民館、地区センター、市民センター

等についても、協働に関する情報発信や場の提供を行なうことで協働の推進を支援します。

(3) 協働事業提案制度の創設

市民の主体的な活動が行政との協働事業につながるよう、協働事業の提案制度を創設します。

①市民提案型協働事業

市民が日頃感じている公共的な課題をテーマとした、自由な発想による協働事業を募集します。

②行政提案型協働事業

市が抱えている課題の中で協働事業に相応しい事業を行政が提案し、その事業のパートナーを募集します。

(4) 協働のための財政的支援

市民活動団体が積極的に行政との協働事業に参加するためには、組織力の充実や財政的な基盤の確立が必要です。特に、NPO法人の草創期や新規事業を立ち上げる時には、行政からの一時的な財政的支援も必要です。また、協働事業の気運の醸成と財政的支援をするための基金の創設も検討していきます。

①協働事業提案制度の充実に向けた財政的支援制度の創設

市民との協働により解決が図られる事業について、財政的な支援を行ない、組織的基盤の確立を支援します。

②協働事業推進基金の創設

市民、企業などからの寄付金を原資とした基金を設置し、その活用を通じて協働事業の推進を図ります。

(5) 協働のための推進体制の整備

①協働推進委員会の設置

本ガイドラインに基づく具体的な施策や取り組み方法、協働事業の募集、事業の進捗状況の管理及び点検評価などを行なうために、市民と行政により構成された協働推進委員会を設置します。

②庁内協働推進委員会と協働推進員の設置

協働を推進していくためには、庁内の連携を図り、統一的、組織的に事業に取り組むことが必要なことから、庁内の推進組織として庁内協働

協働を進めるための仕組み
～協力・参画から協働へ～

行政

情報の共有・情報の共有
協働の推進のための環境整備

① 協働のための担い手の育成とコーディネート支援

② 協働のための活動拠点の確保

③ 協働のための財政的支援

④ 協働事業実施体制の創設

⑤ 協働のための進捗体制の整備

協働を進めるための仕組み

市民

中間支援組織
・市民団体の紹介
・情報の提供、発信
・相談、支援 など

協働の推進体制、制度の整備
担い手の育成

協働の地域社会へ向けた
ステップアップ!!

市民の現状

・市民ニーズの多様化
⇒行政だけで提供しにくいことには限界がある。
⇒市民の知恵、アイデアやノウハウ、専門性を活かす。

市民の現状

・団体の世代の課題
・市民の社会参加意識の高まり
・市民活動の充実
・必要サービスを提供する活動が広がっている

公共サービス

全てを行政だけで担うことは不可能

人材を活かす

公民館
地区センター

市民センター

SSCC

筑山元気大学

社会教育、生涯学習

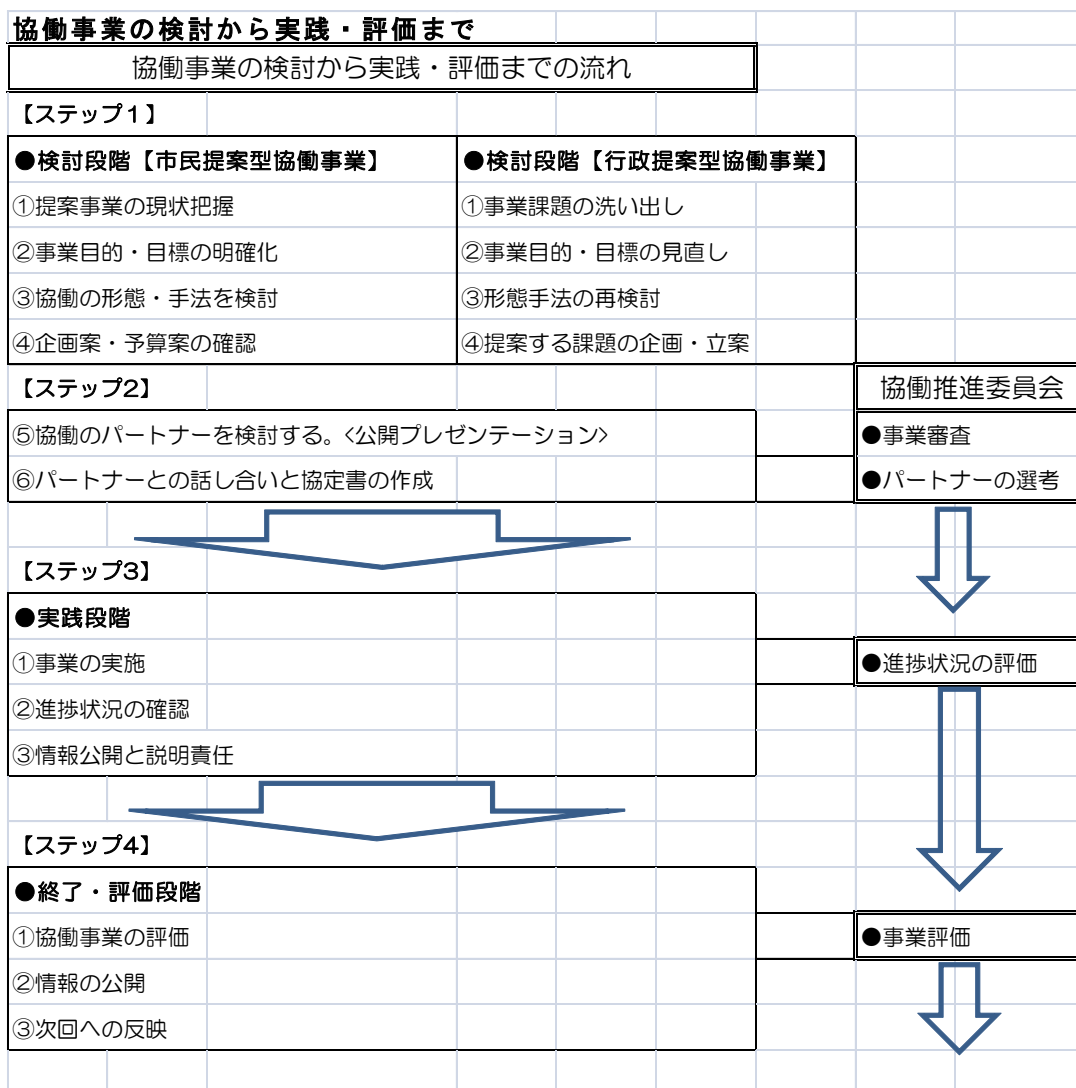
学習成果を地域で活かす

第5章 協働事業の進め方

～協働を円滑に進めるための手順について示します～

5-1. 協働事業提案制度の進め方

協働を進める仕組みの一つに、協働事業提案制度の創設があります。協働事業提案制度には、市民が日頃感じている公共的課題に対し、自由な発想に基づく協働事業を提案する市民提案型協働事業と、市が抱えている課題の中で協働事業に相応しい事業を企画立案し、そのパートナーを募集する行政提案型協働事業との二つの方法があります。それぞれの協働事業提案制度の進め方は、まず、協働のパートナーや協働事業を公募し、協働推進委員会による書類審査（1次審査）を行います。次に公開プレゼンテーションを実施し（2次審査）、協働の相手方に相応しいパートナーを選定し、協定を締結します。協働事業の実施中は、定期的に協働推進委員会による点検・評価を実施し、事業の進捗状況を管理します。



５－２．協働推進のための分野と対象事業

本市における協働の分野別の対象事業としては、次のような事業が考えられます。

	分 野	協働によるメリット	対象事業例
①	地域ごとにきめ細やかな対応が必要な分野	市民の柔軟性や専門性を活かし、一人ひとりの市民の個別的なニーズや地域の実情に即した対応ができます。	・子育て、高齢者、在日外国人を支援する事業 ・ <u>地域ささえあい事業</u> ・ <u>子育てサポート事業</u> など
②	地域社会との密接な連携が必要な分野	地域の課題を解決するための活動や、地域の特性を踏まえた市民が主体的に参加することで、地域の課題解決力が高まります。	・災害時の安否確認や救急活動などの防災、防犯事業 ・公園や施設の管理運営事業 ・子どもの見守り、青少年問題に関する事業 ・ <u>地域活性化事業</u> など
③	当事者性を発揮し、解決を求められる分野	当事者性を活かすことにより現実的・効果的な解決につながります。 特に環境問題は一人ひとりの行動が重要です。	・街並みや景観の保全事業 ・リサイクルやごみ分別、水質保全などの環境保全事業 ・ <u>雑木林の保全活用事業</u> など
④	専門性を求められる分野	独自の専門知識や技術、その蓄積等を活用することで、より効果的な事業展開ができます。	・食育、教育、芸術、文化、スポーツに関する事業 ・ <u>社会教育事業</u> など
⑤	行政が着手していない分野	新たな公共的課題等について、市民の自由な発想や迅速性を活かした対応ができます。	・コミュニティ・ビジネス ・地産地消を活かしたまちづくり事業 ・ <u>元気大学のコミュニティカフェ</u> など
⑥	合意形成が必要な分野	計画や事業の策定時に多くの市民の意見を反映することができます。	・市の基本的な計画策定 ・地区まちづくり計画 ・事業の企画、運営など

◆狭山市が目指す協働事業の望ましい取り組み事例を例示します。

【福祉分野】

地域ささえあい事業

形態：協働協定、補助・助成、事業協力

相手：市民活動団体

目的：高齢者の見守りと不安解消、社会参加の促進を図る。

内容：①生活支援事業（家事援助、庭木の剪定、電球交換等のサービスの実施）
②コミュニティサロン事業（街の活性化と住民の憩いの場の創設）
③行事サロン事業（おひなまつりや端午の節句をテーマにしたイベントの実施）

行政支援：サロン事業のようなイベント型事業への協力として、場所の確保や情報発信。

きっかけ：地域貢献活動の必要性を感じ、狭山元気大学のコミュニティビジネス学科でその方法を学んだ。

メリット：地域課題に対する迅速な対応と地域交流の活性化により、市民満足度が向上する。

キーワード：コミュニティビジネス

子育てサポート事業

形態：協働協定、情報提供、共催

相手：市民活動団体

目的：子育て中の人へのコミュニティの場の提供。

内容：①子育て中の人が集まる場の提供と情報発信の場を設置する。
②市内の保育園や児童館等へのチラシの配付と情報発信。
③親子交流会等の実施場所の確保や交流会の実施。

行政支援：子育て支援事業の業務委託。

きっかけ：子育て中、悩みを相談する場所がないことに気づき、元気大学のパパママお助け隊養成コースで学び子育て支援の必要性を学んだ。

メリット：子どもを持つ親同士の交流が活発になり、親の不安解消が図れる。

キーワード：コミュニティビジネス

【商・工・農業分野】

地域活性化事業

形態：協働協定、補助・助成、後援

相手：市民活動団体、企業

目的：市民のアイデアを活かした特産品の開発、空き店舗の活用など地域を元気にする事業を通して、市民の活躍する場を増やし地域を活性化させる。

内容：①空き店舗を活用したアンテナショップ、コミュニティカフェやレストラン。
②B級グルメの開発。
③地域住民で運営する地域農園など。

行政支援：空き店舗の借用手続きや特産品の開発事業の作業委託。

きっかけ：商店街からの空き店舗の紹介と元気大学でコミュニティカフェを学んだ。

メリット：空き店舗の解消と市民の交流の場の充実による地域活性化。

キーワード：空き店舗、特産品

【環境分野】

雑木林の保全活用事業

形態：協働協定、事業委託、後援

相手：市民活動団体

目的：狭山市の原風景である雑木林の更新と山林資源を活用する。

内容：①雑木林の萌芽更新の受託事業。
②雑木林の山林資源を活用した薪の生産や椎茸栽培などを行なう。
③上記の事業を利用して、環境教育や食育教育の学習プログラムを制作する。

行政支援：市有林やふるさとの森などの萌芽更新作業を委託する。

きっかけ：雑木林の保全活動。雑木が萌芽更新時期を過ぎたこと。

メリット：萌芽更新事業をとおして地域活性化と環境教育などの学習プログラムを制作する。

キーワード：放置された雑木林。収益事業と学習プログラムの融合。

【教育分野】

社会教育事業の委託

形態：事業委託

相手：市民活動団体

目的：社会教育事業に関連するNPO法人等に委託することで、専門性を活かした一貫性のある学習プログラムが作成できる。

内容：①講師依頼などを含む学習プログラムの作成。
②会場確保、日程調整、周知活動などの業務。
③事前打合せ、当日の事業運営などの業務。

行政支援：学習プログラムの作成と事業実施を委託。

きっかけ：講師依頼のつながり

メリット：専門的な知見を持つNPO法人に依頼することで効率的な事業実施が図れる。

キーワード：専門的な知見。

【その他】

元気大学のコミュニティカフェ

形態：協働協定、事業委託

相手：市民活動団体

目的：元気大学の中にコミュニティカフェを設置することで、元気大学修了生のインキュベーションの場を提供する。

内容：①元気大学修了生のインキュベーションの場所の提供。
②地産地消をテーマとしたコミュニティカフェの運営。
③元気大学関係者及び地域住民にコミュニケーションの場の提供。

行政支援：場所の提供。経営方法などの技術的支援。

きっかけ：元気大学のコミュニティビジネスについての学習。

メリット：元気大学の学習成果を活かすことと更なる知識・経験の磨きをかける。

キーワード：コミュニティカフェ、コミュニティビジネス、地産地消。

行政提案型協働事業の実施イメージ

市が発起している課題の中で、協働事業に相応しい事業テーマを行政が提案し、市民が事業企画を提案する。

(事例)〇〇の雑木林保全活用事業

①提案型協働事業の募集

募集要件として、事業場所の所在、面積、山林の状況、行政が行う萌芽更新の範囲、市民に寄与する効果の内容と費用負担などや、その場所を活用して実施したい事業などを公表する。市民は市の募集要件にあった形で、事業実施の企画案を作成し応募する。

②NPO法人などが応募

【事業主体】
〇〇NPO法人
【事業名】
〇〇の雑木林保全活用事業
【コンセプト】
狭山の風景である雑木林の更新と山林資源を活かした社会教育活動を実施する。
【基本方針】
①雑木林の萌芽更新を行なう。
②伐採した樹木を活用して薪の生産や雑木栽培などを行う。
③雑木林の山林資源を活かした環境教育や食育教育を実施する。
・雑草づくり
・地域の行事会などの実施。

協働の基本協定を締結する

雑木林の山林資源を活かした社会教育や食育教育を実施する。

《山林資源を活かす環境教育や食育教育の学習プログラム》

- ・雑草打ち講座の開催。
- ・薪作りや炭焼きを環境講座として実施する。
- ・雑木林の季節に合わせて地域の行事会や伝統料理の講座を開催する。

伐採した樹木を活用して薪の生産や雑木栽培などを行う。

《山林資源を活かして収益性を担保する》

- ・雑草打ち、薪作り。
- ・伐採後の雑木林の管理作業には、市民参加を促し環境プログラムとして多面的に実施する。

審査 ⇨ 事業採択 ⇨ 事業実施

雑木林の萌芽更新

- 【萌芽更新を果敢に遂行する】
- ・行政と市民は、本事業の基本事項とこれから派生する諸事業について包括的な協定を締結する
- ・市有山林の萌芽更新事業を業務委託として発注する。

活動支援(当面は行政が行い、将来は中間支援組織)

- ・課題解決やアイデア実現のための専門的・技術的助言
- ・国、県、民間などの各種支援策の活用支援
- ・先進事例などに関する情報提供
- ・関係課等とのつなぎ役
- ・補助金等による活動支援

③NPO法人等による先行的な取り組み

市民提案型協働事業の実施イメージ

市から提示された募集要項に基づき、市民が日頃感じている公共的課題をテーマとした提案を募集します。

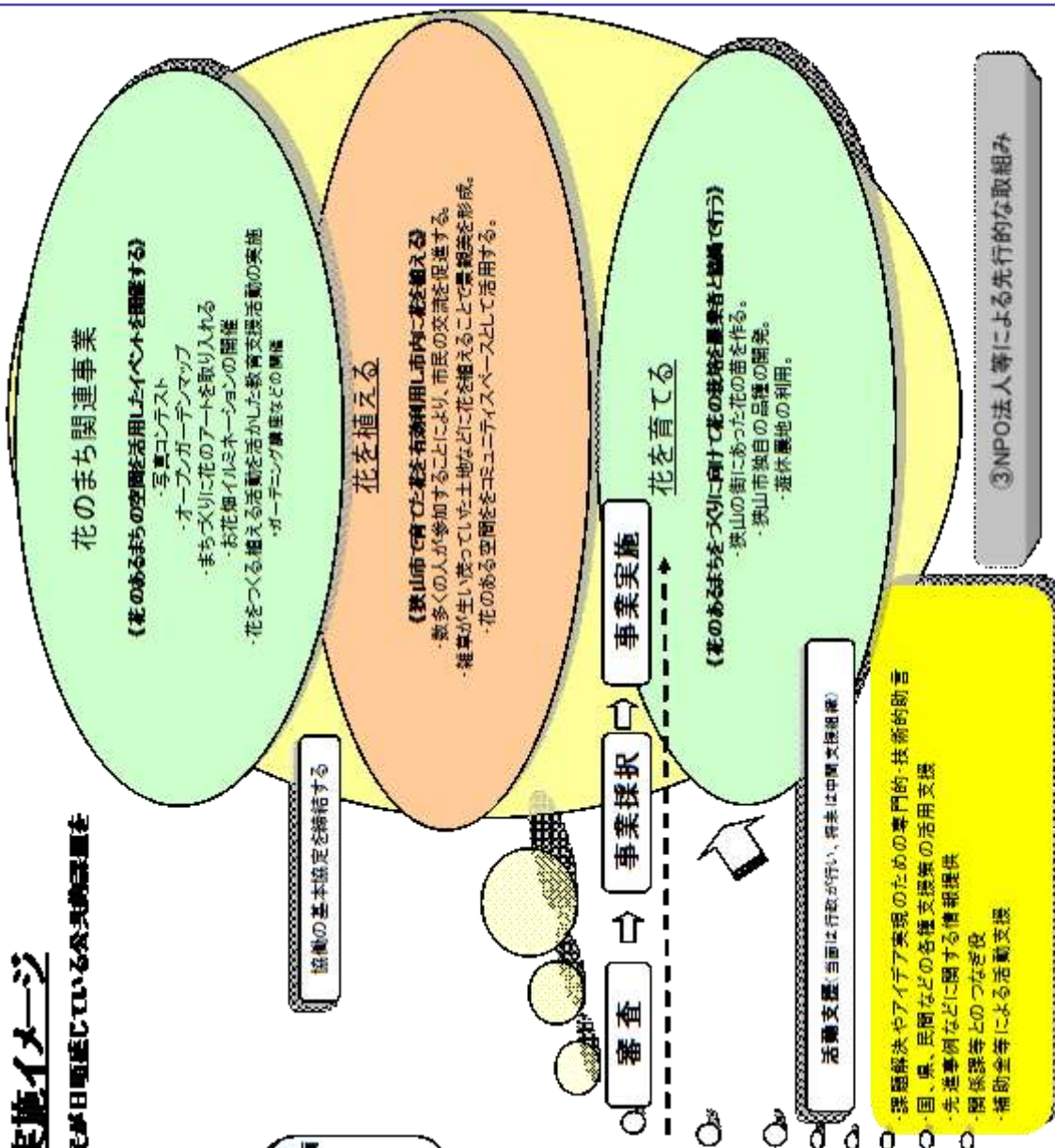
(事例)花のある街づくり事業

①提案型協働事業の募集

募集要件として、行政の資源と市民の創意などを公表し、市民の自由な発想に基づいた事業実施の企画を募集する。

②NPO法人などが応募

- 【事業主体】
〇〇NPO法人
- 【事業名】
花のある街づくり事業
(コンセプト)
花のある美しい街
～ここを歩くと街づくり～
- 【基本方針】
①美しい花のある街づくり
- 花によって街を彩る
- 花によって、地域の絆を育む
- 花を街の産業に育てる
②心の文化を育てる
- 人へのやさしさを育む
③地域の資源を有効活用する
- 遊休農地を活かす
- 雇用の創出



協働のスタートに向けて ～市民検討委員～

このガイドラインは、狭山市民と狭山市とが検討委員会を設け、必要な議論を何度も重ねながら、両者の協働により検討することが出来ました。すでに、様々な分野や形での協働活動が実際に行われてきていますが、このような動きをさらに加速し、深め、市民と行政とが協力し合って、笑顔あふれるまち狭山を創っていくための手助けになるような指針として作成されたものです。

市民と行政、あるいは市民同士が協働して課題解決にあたる協働社会の実現は、どこの自治体にとっても欠かせない、大変重要度の高い政策目標の一つとして位置づけられています。但し、残念ながら「協働」という言葉が、必要な解説を加えないと、共通の理解になりにくいという側面を持っています。そこで、協働に近い表現方法を検討した結果、表題にある、「わたしたちが創る、笑顔あふれるまち狭山」という表現を最終的に採択しました。「みんなで創る」という表現を避け、「わたしたちが創る」という表現に変えてみました。市民も行政も、一人ひとりが自覚と責任を持って、安心して暮らせる、笑顔あふれるまち狭山を創ることに主体的に参加していこうということになりました。

協働に近い言葉として「絆（きずな）」を当てることが出来るかもしれません。協働社会を「絆社会」あるいは「信頼社会」と呼ぶことも出来ます。市民同士、市民と行政が強い絆、信頼関係で結ばれていれば、どのような困難や不測の事態が発生したとしても、支えあい、協力し合うことによって、柔軟に対処し、乗り越える道を切り拓いていくことが可能になります。

ガイドラインはその名の通り「道標」です。目指すべき頂上は、「新しい公共・共助サービス社会の実現」を「わたしたちの手で創りだす」ことにあるのです。この道標を頼りに、市民と行政が協働のスクラムを組んで、狭山らしいまちづくりに挑戦していきましょう。

用 語 集

新しい公共	行政が単独で行ってきた従来の公共や公益ではなく、市民、事業者及び行政が協働で創りだし、共に担う公共をいう。多様な社会変化の影響から生まれたものである。
NPO	Non-Profit-Organizationの頭文字をとった略称で、法人格の有無に関わらず、市民活動団体やボランティア団体など一定のテーマを持って公益的な活動を行う営利を目的としない団体をいう。
NPO法人	NPOのうち、「特定非営利活動促進法(NPO法)」に基づく認証を取得した法人をいう。政府や自治体、企業とは独立した存在として、市民や民間の支援のもとで、一定のテーマを持って公益的な活動を行っている。
行政	国・都道府県・市町村等の公的機関を指し、公的サービスの提供者であり、組織や運営については法令(憲法・法律・条例など)に定められ、その枠組みを逸脱することはできない。
共同・協同、協働のちがい	共同: ふたり以上の人がいっしょに・する(使う)こと。共同研究、共同浴場 協同: ふたり以上の人が力を合わせてすること。 協働: 同じ目的のために力を合わせて働くこと。 (三省堂国語辞典)
公益	利己のためではなく、利他のために行うことであり、本質的には、その活動が求められているかと受益の機会が開かれているかという2点がポイントである。
参加・参画・協働のちがい	参加: これまで行政が担ってきた領域で、行政が場を用意し、限定した内容の基で住民(市民)が参加するというニュアンスがある。 参画: ワークショップの手法などが取り入れられることで、住民(市民)がまちづくり等の計画づくりにまで関わるようになった。しかし、まだ行政主導のイメージが強い。 協働: 住民(市民)が行政に参加あるいは参画するのではなく、行政と市民のそれぞれが主体として、対等な関係で役割分担を担う関係性を表現している。
支援・協働のちがい	支援: 支援を受ける側と支援をする側という関係があり、お互いが対等な関係とはいえない。 協働: 行政と市民のそれぞれが主体として、対等な関係で事業を行うこと。
事業者	個人事業者(事業を行う個人)と法人をいい、「事業」とは、同種の行為を反復、継続、独立して行うことをいう。(国税庁ホームページより引用)
市民活動団体	広い意味での市民活動団体(NPO)には、労働組合、生活協同組合、同窓会や自治会など組織の構成員の福利向上を目的とする共益団体なども含まれる。ここでいう市民活動団体(NPO)は、広く社会全般の利益、あるいは不特定多数の者の利益である公益活動を行う団体を指している。一般企業がサービスを提供し、得た利益を株主や社員に分配するのにに対し、市民活動団体(NPO)は、活動を通じて得た利益を関係者に分配せず、運営(事業費、家賃、人件費等)や次の事業展開に生かしていくために使用するという違いがある。
協働	市民、市民活動団体、事業者及び行政がお互いの立場を理解し、不特定かつ多数のものの利益の増進を図るための共通の目標に向かって対等な立場で努力し、行政活動等について共に取り組むこと。
市民参加	行政が行う活動に市民の意見を反映するため、企画立案から実施、評価まで、市民の皆さんが様々な形で参加することをいう。
第3次総合振興計画 後期基本計画	第3次狭山市総合振興計画の基本構想で示された将来像「緑と健康で豊かな文化都市」の実現に向けた最終期間の計画として、平成23年度から平成27年度までの5か年間を対象とし、計画期間内に取り組んでいく施策の体系と内容を明らかにしたもの。
地縁組織	ここでは、自治会・民生児童委員・PTA・老人会などそれぞれの地域に根差した活動を行っている組織を指す。
中間支援組織	NPO法人、市民活動団体(NPO)と行政の間をつなぐ支援活動を行い、NPO法人、市民活動団体(NPO)に向けた相談やサポートなども行う組織。
法人組織	ここでは、営利を目的とする組織(株式会社など)や、大学などを指す。

平成24年7月発行

協働ガイドライン

～わたしたちが創る、笑顔あふれるまち狭山～

発行 狭山市市民部自治振興課協働事業担当

350-1380 埼玉県狭山市入間川1-23-5

TEL：04-2953-1111

FAX：04-2954-6262

Eメール：jichisin@city.sayama.saitama.jp

ホームページ：www.city.sayama.saitama.jp